

25. 学校法人白梅学園評議員の報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人白梅学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金、退職時功労金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

この評議員の報酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。

(2) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 評議員に対しては、報酬等は支給しない。

（費用）

第4条 評議員が、その職務遂行上必要とした経費は別に支給する。ただしこの法人の教職員の身分を有する者には支給しない。

2 評議員が職務遂行上出張するための旅費・日当は、学園の定める旅費規程を準用し、理事会の議を経て理事長が定める。

3 評議員の交通費については、1回の出席につき5,000円（源泉所得税等を含む）を支給する。ただし、理事を兼務している者が同日に行われる理事会と評議員会の両方に出席する場合は、本規程に定める交通費は支給せず、「学校法人白梅学園役員の報酬等規程」に定める交通費のみ支給する。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。